

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十七条第七項の規定によって、次のとおり登録検査機関の登録事項の変更の届出があった。

令和三年六月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

登録検査機関の名称 広島中央農業協同組合								変更のあった農産物検査員 農産物検査を行う農産物の種類	変更年月日
抹消				追加					
東丸 武司	吉村 優太	土井 浩文	相田 定伸	中本 英治	高橋 清文	須賀 大智	松本 和也	氏名	令和三年六月一日
もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆、そば	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆、そば	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆、そば	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	もみ、玄米	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆、そば	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆、そば		

綴喜 葵	永浜 誠
そば 大麦、もみ、 裸麦、玄米、 大豆、小麦、	そば 大麦、もみ、 裸麦、玄米、 大豆、小麦、